

有限会社 恵上商店
代表取締役 恵 上 貞 之 様

宇佐市長 是 永 修



許 可 証

令和 3 年 1 月 8 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、宇佐市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第 3 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

記

| | |
|-------------|---|
| 事業所の所在地及び名称 | 大分県中津市大字福島字ヤサブロ 1 6 1 7 番地の 1 有限会社 恵上商店 |
| 取扱一般廃棄物の種類 | 事業系ごみ (可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ) |
| 許可区分 | 収集及び運搬 |
| 収集区域 | 宇佐市全域 |
| 許可の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで |
| 条件 | 1 職務遂行に当たっては、関係法令、条例等の規定を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。 2 職務遂行に当たっては、従業員に一般廃棄物収集運搬従業員証を常に携帯させ、関係吏員又は関係人から提示の請求があったときは、これを提示させなければならない。 3 その他市長が必要と認める事項 |